

「生活に困っているが、働く自信がない」 「働きたいけど、どうすればよいか分からない」

など、地域で様々な悩みを抱えていて、働きたいけど働くことが出来ない方が訓練対象です。

就労訓練事業支援センター

生活困窮者就労訓練事業

公費によらない自主事業です。働き出す前の基本として、時間通りに浦舟園に通う。体調の悪い時には連絡をする。生活のリズムを整える。「働く体験」をするのが就労訓練事業です。実際に「働く体験」をすることで、自分の強みや、苦手な事を知り、働く力を少しずつ身につけ、就職活動に一步踏み出す自信をつけて頂きたいと考えています。

就労訓練

内容

●掃除や施設内作業、パソコン作業など、様々な働き方を体験して頂き、ひとり一人に合った訓練内容を提案します。

時間

●通所日数や1日の訓練時間は、その都度相談しながら、個々のペースに合わせて、無理なく通えるよう配慮します。

その他

●挨拶やマナーなど、社会人として必要な考え方や振る舞いなどを身に付ける支援を行います。

プログラム内容(例)

月	午前	ゴミ回収・フロア清掃
	午後	洗濯物畳み・シャープペンシル組立て
火	午前	物品補充・給湯器清掃
	午後	PC作業・シャープペンシル組立て
水	午前	ゴミ回収・フロア清掃
	午後	浴室の排水溝清掃
木	午前	物品補充・給湯器清掃
	午後	PC作業・手すり清掃
金	午前	ゴミ回収・フロア清掃
	午後	洗濯物畳み・シャープペンシル検品

※上記に限らず、その方に合った訓練を提案していきます。



利用者の声

訓練は心配でしたが自分のペースで作業を進めることが出来たので、少しずつ自信ができました。職員さんや関係者と面談を繰り返し、自分がどこまでできるのか分かるようになってきました。

就労訓練で心がけていること

浦舟園の就労訓練では、訓練の中からやりがい、生きがいを感じて頂き、就労に留まらず、生活のリズムを整えるなど、次のステップへの第1歩を踏み出せるような支援を心掛けています。訓練中の指導は全てこちらから答えを出すのではなく、自分での気づきができるような言葉掛けを大切にしています。その人が自ら考え、気づき、実現する。訓練者の将来への架け橋となり、財産となって頂けるよう、今後も努めてまいります。

生活支援員(社会福祉士・精神保健福祉士 平成27年入職)

就労訓練事業所として登録をしており、就労訓練事業支援センターの依頼により訓練者の受入をしています。本人と関係機関(区役所・就労訓練事業支援センター・浦舟園)にて定期的なカンファレンスを開催し、振り返りをしながら今後の方針を話し合っています。訓練中の様子なども関係機関で連絡を取り合い情報共有し支援するようにしています。これからも様々な方に利用頂き支援したいと考えています。

生活相談員(精神保健福祉士 平成18年入職)

求人情報

浦舟園と一緒に働きませんか!

若い職員が多く、風通しの良い職場です。見学は随時受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ：045-232-9808

人材育成プログラム

救護施設横浜市浦舟園では、福祉事業に興味のある方々に仕事の楽しさとやり甲斐を促すとともに、キャリア形成を育んで頂くための「人材育成プログラム」を用意しています。

法人研修

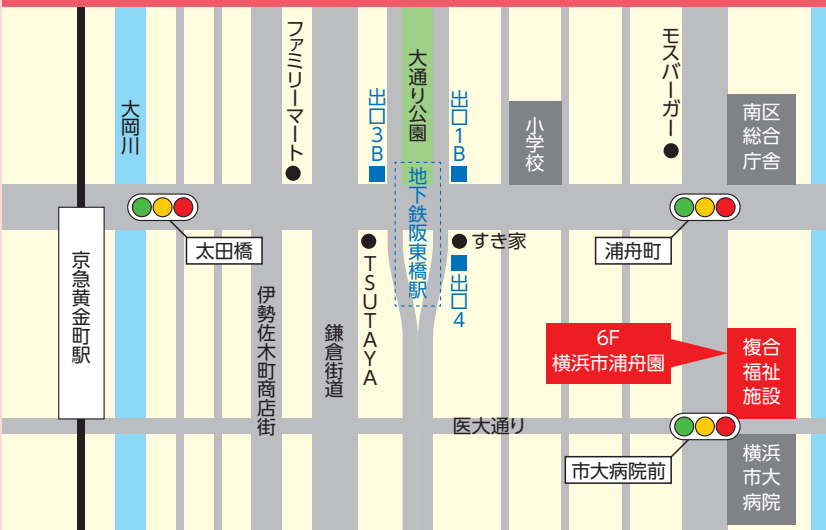
- 新卒者研修
- 法人内施設見学会
- 救命救急講習
- 職員交流実習
- 専門職研修
- ケーススタディ発表会

施設研修

- チームリーダー研修
- リスクマネジメント研修
- 制度・施設入門研修
- 人権研修
- 中堅職員研修
- ストレスマネジメント研修
- 社会福祉援助技術研修
- 宿泊研修

個人別育成計画書に沿って上記以外の研修も実施されます。

アクセス



【住所】横浜市南区浦舟町3-46 6F
【電話】045-232-9808
【FAX】045-253-8122
【URL】http://www.kyosaikai.jp
【交通】●横浜市営地下鉄ブルーライン
阪東橋駅より…徒歩5分
●京急線
黄金町駅より…徒歩8分



社会福祉法人
神奈川県匡済会

〒245-0016 横浜市泉区和泉町 6181 番 2 TEL：045-803-8684 FAX：045-805-0612
E-mail：honbu@kyosaikai.jp URL：http://www.kyosaikai.jp/

きょうざいかい

検索

大正7年7月から8月にかけて米価の暴騰、物価の高騰に苦しむ市民や労働者等による米騒動が全国的に起こりました。

こうした状況下、市民生活の救済を図るため、横浜財界人による多額の寄付金をもとに、同年10月「神奈川県救済協会」を設立。米の廉売や公設市場、労働者宿所(横浜社会館、川崎社会館)の建設など、当時、社会が抱えていた様々な問題に先進的、主導的に取り組みました。

翌年12月、「一般社会状態及び生活状態を調査し匡済の方法を講じる」とし、名称を「神奈川県匡済会」に変更し、設立から100年を経た今日まで、時代の変遷に即応した社会福祉事業を展開してまいりました。

現在は、保育事業、高齢福祉関連事業、生活困窮者自立支援事業、生活保護事業等、計13事業を実施しております。



横浜社会館

救護施設

横浜市浦舟園

日常生活をおくるのが困難な人の自立をめざす



私たちの思い……神奈川県匡済会の基本理念

あらゆる人の尊厳を守り
常に人が人として文化的生活を営めるよう
その自立に向けた支援に努める

この基本理念こそ、私たち、神奈川県匡済会で一緒に働く仲間の「心からの思い」であり「行動の宣言」です。



社会福祉法人
神奈川県匡済会

利用者一人ひとりの個性を尊重し自己実現を目指す

救護施設は身体や精神に障がいがあり、経済的な問題も含めて日常生活を送るのが困難な人たちが、健康に安心して生活するための保護施設です。横浜市浦舟園は、障害の有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合える生活の場を提供するとともに、自己実現を図ることができるよう支援します。

入所事業

横浜市浦舟園は「生活保護法第38条第2項」に基づき生活基盤を提供する入所施設です。入所対象は、さまざまな理由でお困りの生活保護を受給している方で、お住まいの「福祉保健センター」を通じて入所して頂きます。

施設での生活

日常生活支援

- 2人部屋（一部個室）で過ごしていただき、ご自身で出来る事は行って頂きますが、難しい部分はサポートします。
- 食堂・居住フロアの清掃を当番制で行います。
- 必要な方には、通院の同行や服薬管理をして健康の維持に努めます。

リハビリテーションプログラム

- 医師が必要と認めた方には、理学療法士による身体機能回復訓練を行います。

自己実現の支援

- ご本人の意向や目的に沿って個別支援計画を作成します。施設内作業の参加などで、日常生活が安定した方には、外部の社会資源利用などを試み、地域生活が出来るように支援します。

年間行事

4月	お花見ドライブ	10月	日帰り昼食会
5月	将棋交流会	11月	冬物衣類購入・将棋交流会
6月	夏物衣類購入	12月	浦舟園・柚子湯・避難訓練
7月	高校野球観戦ツアー	1月	初詣ツアー・書初め
8月	浦舟複合施設納涼祭	2月	節分豆まき・鍋会
9月	浦舟園納涼祭	3月	避難訓練・健康診断・奉仕活動感謝会



健康相談



リハビリ



衣類購入



浦舟園



調理クラブ



コーヒーサロン

利用者の声

浦舟園に来て10年くらいになりますが、今の生活にはとても満足しています。栄養士さんが献立を考えてくれて、食事も美味しく、週2回の入浴はとても楽しみです。リハビリの先生や職員さんは細かい所をよく見てくれるから安心して生活できます。

○定員

100名定員

○職員構成

施設長、事務員、生活相談員、看護師、生活支援員、栄養士

○設備内容

居室、食堂、浴室、寮母室、会議室、作業室、医務室、機能回復訓練室、社会復帰訓練室、デイルーム、集会室、静養室、他

生活支援員(社会福祉士・介護福祉士 平成23年入職)

生活支援員として関わる上で、入所の方が出来る事を自分でやりたいという気持ちを大切にしよう意識しています。どんな支援がどれ位必要なのか?その方の希望を何気ない会話や面談から汲み取り、一緒に相談しながら支援を行います。いつも考える事は、一人ひとり施設や職員に対するニーズが異なり、その方にとっての「自立」の形も千差万別であるという事です。浦舟園から地域生活に移行した方が温かい笑顔を見せてくれた時は、何とも言えない嬉しい気持ちになります。利用者にとっての自立の形と一緒に考え、悩み、どんなに小さなステップアップも一緒に喜び合えるような関わりを心がけています。

生活支援で心がけていること



居宅生活訓練事業

救護施設利用者を対象とした自立支援・地域移行支援プログラムです。地域で生活する事を目標とする方が、浦舟園に在籍しながら居宅に近い環境で実体験的に訓練を行います。トライアルハウス(地域の訓練用住居)や、社会復帰訓練室(施設内の訓練室)を活用しながら、訓練者それぞれの課題に合わせた支援を行います。

居宅生活訓練

社会復帰訓練室

- 浦舟園の一室に、アパートと同様の設備を設け、調理や清掃、ごみの分別などの練習を行います。トライアルハウス入居前の事前訓練として活用しています。

トライアルハウス

- 浦舟園の近隣に訓練用のマンションを2部屋借りています。商店街やコンビニまで買い物へ行くなど、地域の中で実際の一人暮らしを想定した訓練をします。浦舟園で食事や作業をすることもできます。

訓練内容

- 服薬自己管理、体調管理、金銭管理、調理訓練などを行います。生活費、食費は自己管理していただきます。
- 個々の状況に応じたチェックシートや出納帳を活用し、できた事と今後の課題を一緒に考えます。
- 職員や関係機関に自分で連絡・相談・報告ができるかを確認します。

サポート

- 職員による定期的な訪問・面談を行い、安否確認・生活状況の把握に努めます。
- 体調不良やトラブルの際は、夜間も含め職員が訪問、対応します。必要に応じて、浦舟園に戻ることも可能です。
- 居宅生活訓練を終了後、保護施設通所事業を利用し、退所後も安定した地域生活ができるよう支援します。

栄養士(平成26年入職)



施設内の社会復帰訓練室



トライアルハウスでの生活訓練



職員によるトライアルハウスへの定期訪問

利用者の声

以前から一人暮らしが目標でしたが実際にやってみて自信が湧いてきました。お金を管理したり、ご飯を作ったり、ゴミの分別と最初は大変だったけど、やってみると一人暮らしの実感が湧いて、イメージできるようになりました。

生活支援員(社会福祉士・介護福祉士 平成25年入職)

居宅生活訓練で心がけていること

栄養士として心がけている事は、訓練者と今後の生活のイメージを共有し、調理訓練を行う事です。本人の能力や性格に合わせた自炊のレベルを設定し、その中でバランスのとれた食事ができるようにアドバイスをします。調理だけではなく、出来合いのおかずなどをうまく使う事も訓練の一つです。訓練者が一人暮らしを始めたあとも、無理なく続けていける食事のスタイルを提案していけるよう、試行錯誤しています。

生活支援員として心がけていることは、訓練者自身に生活課題を意識してもらうことです。訓練者自身が生活の中から課題を見つけることで、地域生活で必要となるスキルが明確になります。施設内とは異なる様々な体験を通して、生活の楽しみや大変さを実感してもらいます。家事や金銭管理を完璧に行うことのみにとらわれず、疲れた時は休む、困った時は相談する等、安定した生活が継続できるような支援をしています。

退所後の生活としてアパートの他にグループホーム、養護老人ホームなどに移行する方もいます。

退所者の声

アパートで、のびのびと生活しています。浦舟園では趣味の活動などで楽しくすごしています。手続きのことで分からないことや不安なことがあれば相談に乗ってくれるし、電話でもその都度対応して貰えるので助かっています。



退所後のサポート

保護施設通所事業

この事業には「通所訓練」と「訪問指導」の2つの利用形態があります。「通所訓練」は、アパートから当施設に通い、生活相談・施設内作業・食事・入浴・レクリエーションなどのサービスを受けることができます。「訪問指導」は、アパートに訪問し、生活指導を行います。

通所訓練

日中活動支援

- 作業や余暇プログラムに参加でき、日中の活動を通し、自立に向けての支援を行います。

相談支援

- 看護師、栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士が日常生活での困りごと、不安なことなどに対して支援を行います。

食事・入浴支援

- 食事の支援を必要とする場合、浦舟園で食事をすることができます。
- 希望があれば、施設利用者と同じ時間で入浴する事もできます。



施設内作業



休憩室

訪問指導

生活相談支援

- 地域生活での悩み事や気になることを相談することができます。

生活チェック

- 生活上の不安や課題がある場合は適時アドバイスをします。
- チェック表を用いて、生活の質の向上に目を向けた支援をします。



生活チェック



訪問指導

利用者の声

単身生活になると、不安な事も多くありますが、以前から知っている職員に気軽に相談ができる事で、精神的にも落ち着いて生活ができます。浦舟園からのサポートを通じて繋がっている事で安心した気持ちで一人暮らしができ、助かっています。

看護師(平成26年入職)

通所/訪問相談で心がけていること

地域での生活は、施設での生活とは違い、全てにおいて一人でやる事が基本となり、様々な不安や悩みを抱えて生活している方もいます。その方の不安や課題を少しでも取り除き、どんな些細なことでも一人で悩まず気軽に相談できる関係を築くように心掛けています。通所や訪問のプログラムを通し、その方に合った個別の支援で継続的に地域生活を送ることが出来るように支援し、地域で孤立する事が無いような居場所作りを目指しています。

通所訓練を利用されている方は、地域で一人暮らしをされており、ちょっとした体調の事などを専門家に相談する機会が少ないと思います。地域生活を継続するには体調管理が基本になります。自分で気を付ける意識付けが出来るように通所日は、体調確認の意味を含め雑談を交えながら話を聞いています。地域で生活している方たちを温かく見守り、安心して地域生活が送れるように気軽に相談できる医務室を心掛けています。

生活支援員(社会福祉士・精神保健福祉士 平成18年入職)